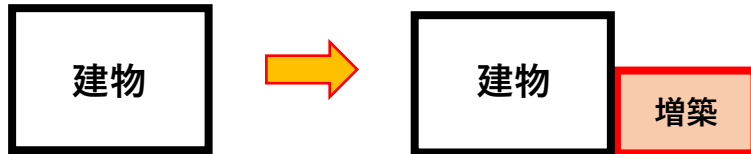


消防署へ相談が必要です！

消防法令違反になりやすい ③ パターン

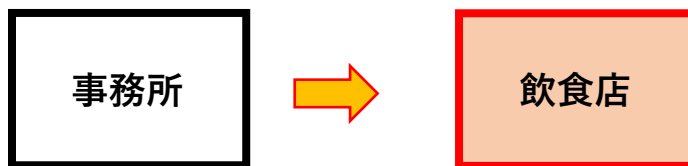
① 建物を 増築 する



② テナント等の部屋内部を 間仕切壁等で仕切る



③ 建物を 用途変更 する



上記のような増改築や用途変更は、消防法令に基づき消防用設備等の設置や届出が必要になることがあります。

必ず **最寄りの消防署へ相談** してください。

※消防法令に違反している場合は、公表制度によりホームページへの公表の対象となるとともに消防法に基づく命令や罰則を受けることがあります。

【お問い合わせ先】

- 堺消防署 予防課 TEL 072(244)0119
- 中消防署 予防課 TEL 072(277)0119
- 東消防署 予防課 TEL 072(286)0119
- 西消防署 予防課 TEL 072(274)0119

- 南消防署 予防課 TEL 072(299)0119
- 北消防署 予防課 TEL 072(250)0119
- 美原消防署 予防課 TEL 072(362)0119
- 高石消防署 予防課 TEL 072(266)0119
- 大阪狭山消防署 予防課 TEL 072(366)0055